事 務 連 絡 平成 25 年 4 月 9日

厚生労働省職業安定局 派遣・有期労働対策部需給調整事業課

派遣元責任者講習に係る受講者に対する本人確認の徹底について

労働者派遣事業関係業務の運営につきましては、日頃より多大なる御尽力を 賜り心より感謝申し上げます。

先日、某派遣元責任者講習実施機関が開催した講習において、申込みをした 受講対象者とは別の者が受講し、当該申込みをした受講対象者の受講証明書を 受け取った疑いのある事案(いわゆる「なりすまし受講」)が発生しました。

つきましては、今後の当該講習の受講及び受講証明書の発行に際して、受講 者の本人確認を徹底していただきますようお願いいたします。

その実施方法につきましては、受講申込書等に添付する写真による確認、身 分証明書(運転免許証、健康保険証等)による確認。

各実施機関には、御負担をお掛けいたしますが、労働者派遣事業関係業務の 適正な運営の確保のため、御協力いただくようお願いいたします。